破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３９号
北海道北斗市桜岱84番地の５
債務者　佐々木春美
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２１２号
大阪府箕面市箕面６丁目10番19―302号、住民票上の住所大阪府箕面市箕面６丁目10番19―201号
債務者　瀬戸　紀子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７２号
大阪市城東区古市２丁目１番３―103号
債務者　ギンガこと　寺井正太郎
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００３号
大阪市生野区中川２丁目11番９号
債務者　大西　有里（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５９号
大阪府東大阪市若草町６番４号　喜楽マンション101号
債務者　田崎　俊喜
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９９号
大阪市浪速区恵美須西３丁目16番８号　新10階大隅アパート702号、前住所大阪市北区本庄東３丁目11番５―415号
債務者　久野　千香
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５６号
大阪市淀川区西宮原１丁目４番６―906号
債務者　佐々木智子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５７号
大阪市鶴見区緑１丁目14番２―516号
債務者　藤田　博章
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９７号
大阪府茨木市真砂３丁目４番28号ロイヤルレジデンス201号
債務者　吉田　廣伸
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６７号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目９番30号
債務者　熊谷滿智子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２４号
札幌市中央区南９条西３丁目２番１―910号、申立時の住所札幌市北区北27条西６丁目１番15号　コーポＴＡＫＡ101号
債務者　山本　章文
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９２号
札幌市豊平区月寒東３条10丁目３番26号　ベルメゾン月寒東301号
債務者　長沼　祐子（旧姓上家）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０９号
札幌市北区北30条西７丁目２番25号　プラザイン307―306号
債務者　今野　　守
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６７号
札幌市中央区大通西23丁目２番23号　庄司ビル201号、申立時の住所札幌市西区宮の沢１条５丁目22番20号　大空マンション203号
債務者　奥山由里子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００７号
札幌市西区発寒６条11丁目１番50―1102号
債務者　佐々木郁代
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２０号
札幌市東区北42条東12丁目１番24号　コーポ42条２階７号
債務者　菅原　寿雄
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部